

中上級者のための合格の方法論

TAC／Wセミナー 専任講師
姫 野 寛 之

1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、平成 26 年度司法書士試験に確実に合格するための方法論(＝最大公約方法論)を提示することを目的とする。

2 中上級者の意義

中上級者とは、一般に、基礎講座の受講を終え、司法書士試験を 1 回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、中上級者とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。

* 中上級者を定義することは、非常に難しい。そのため、2 度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけばよいと考える。

3 合格への方法論（総論）

（１）満点 280 点

中上級者は、現在の司法書士試験の満点 280 点を狙うべきである。

（理由）

- ① 司法書士試験は、満点を取ることが不可能な試験ではない。
- ② 満点 280 点を狙う勉強は、細かい知識を追い求める勉強ではない。
- ③ 合格していない受験生は、どの程度勉強すれば合格することができるかが分からない。
- ④ 司法書士試験後、筆記試験合格発表までの時間を戦略的に過ごすことができる。

（２）合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

（３）合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問（分析問）

* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

（４）予備校(中上級講座)の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記（２）に掲げる目的を、上記（３）を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

(5) 過去問演習及び分析

① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方を知ることができる資料がある。

資料 1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようになることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

＊ 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

資料 2 平成 25 年度司法書士試験の過去問からの出題数等

		H24	H25 *
午前の部	憲 法	0 / 3	1 / 3
	民 法	12 / 20	14 / 20
	刑 法	1 / 3	0 / 3
	会社法・商法	0 / 9	1 / 9
午後の部	民 事 訴 訟 法	3 / 5	0 / 5
	民 事 保 全 法	1 / 1	1 / 1
	民 事 執 行 法	0 / 1	0 / 1
	司 法 書 士 法	0 / 1	1 / 1
	供 託 法	1 / 3	2 / 3
	不動産登記法	10 / 16	11 / 16
	商 業 登 記 法	1 / 8	1 / 8

* 各科目の内訳（具体的にどの問題が過去問の知識のみで解くことができたのか？）については、2014 年目標の本試験分析セミナー「2013 年度本試験分析&2014 年度本試験攻略法」において配布したレジュメ（→TAC 動画チャンネルで、セミナーの内容とレジュメを確認することができる。）を参照されたい。

② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されることがない論点・知識（未出の論点・知識）が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

* 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

4 方法論(各論)

(1) 択一式試験

① 憲法

- (a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

* 典型論点を広く捉える。

- (b) 判例の理論及び結論

- (c) 未出の分野

② 民法

判例

③ 刑法

判例(過去問論点が中心)

④ 会社法及び商法

- (a) 会社法(条文の抽象化)

- (b) 判例(旧商法・判例)

- (c) 商法(判例を含む。)

⑤ 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

- (a) 過去問

- (b) 判例(特に民事訴訟法)

- (c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

- (a) 司法書士法(§3[業務], §22[業務を行い得ない事件], §26～46[司法書士法人])

- (b) 過去問(平成11年以前の過去問を含む。)

⑦ 供託法

- (a) 弁済供託(過去問中心)
- (b) 執行供託等
- (c) 供託規則(平成 24 年供託規則の一部改正を含む。)

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問(各論及び各論的総論)
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記, 外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論

(2) 記述式問題

① 出題傾向(全体)

不動産登記法・商業登記法ともに, 出題されている論点は, 基本的である。

出題形式の困難にいかに対応するかが課題である。

＊ 出題形式の困難

- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案作成上の注意事項
- ・ 答案用紙への記載量の増加
- ・ 問題文の長文化

② 対策（全体）

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法，不動産登記法，会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

＊ 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし，**記述式問題化**（ある論点が記述式問題で出題された場合に，当該論点を構成する要素がどのようなものとなり，また，どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) 解法の訓練

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

＊ 答案用紙の大部分は，申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては，意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また，午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（判断自体は，択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから，されていると思われる。）。

以下，対策を掲げておく。

❶ 時間配分に関して，択一式問題の解答時間は，50分以内

❷ 解答順序に関して，直近2年における傾向（択一式問題：標準，不動産登記法の記述式問題：平易，商業登記法の記述式問題：難又はボリューム大）が続くのであれば，択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題，商業登記法の記述式問題の順序とすることが良いと考えられる。

＊ 最も理想的なのは，その年度の問題に応じて，臨機応変に対応できることである。

③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

(b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

5 上級(総合)本科生等

このレジュメの前頁までに示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座 上級(総合)本科生 である。

【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	レジュメ 1, 復習用問題集
	実践編	レジュメ 2, 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	モデルノート, レジュメ 3
	実践編	レジュメ 4

(1) レジュメ 1

網羅的なテキスト

(2) レジュメ 2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) レジュメ 3

記述式問題の出題傾向, 解法, 出題可能性がある論点の説明書

(4) レジュメ 4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以 上